

守谷市人権施策推進基本計画

～市民が人権尊重の理念に対する理解を深め行動することができ、誰もが心豊かにすごせる社会の実現～

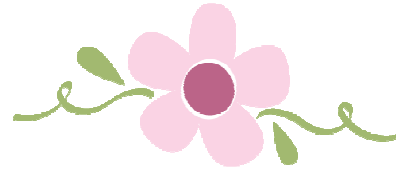
（概要版）

平成25年3月

守 谷 市

1

基本計画の 策定にあたって



計画策定の背景

守谷市では、第二次守谷市総合計画において「緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや」を将来像とし、このまちづくりの実現に向けた計画において「こころ豊かに暮らせるまち」を掲げています。市民の人権尊重の意識を高めることは市政の重要な課題となっており、人権教育・啓発に係る施策を総合的に推進するための指針として、「守谷市人権施策推進基本計画」を策定することになりました。

基本理念

人権は、すべての人が生まれながらにして持っている、人間の尊厳に基づく固有の権利であり、すべての人が人間らしく生きていくために欠かすことの出来ない基本的権利です。互いに相手を思いやり、自分の権利のみならず、相手の権利も大切に守りながら、その権利の行使に伴う責任を自覚しつつ共生することができるよう

「市民が人権尊重の理念に対する理解を深め行動することができ、誰もが心豊かにすごせる社会の実現」

を、本計画の基本理念とします。

計画の性格

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び、茨城県の「茨城県人権施策推進基本計画」の趣旨を踏まえるとともに、「第二次守谷市総合計画」に基づく各施策の人権に係わる課題を横断的に捉え、今後の人権教育・啓発を総合的に推進するため、基本的方向を示すものです。

2

基本的施策 の推進



人権教育の推進

幼児期から発達段階に応じて、市民一人ひとりが、人権の意義やその重要性を知識として身に付けられるよう、学校、家庭、地域、関係機関などと連携を図りつつ、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

○学校教育における人権教育

人権教育を通じて人権の意義、内容や重要性について理解を深めるとともに、様々な場面において具体的な実践行動が現れるような取組を進めます。

また、集団生活を通して相互理解を深め、いじめはもちろん、差別や偏見のない人間関係の育成に努めます。

- ◆発達段階に応じた人権教育の推進
- ◆学習内容及び指導方法の充実
- ◆教職員の資質向上

○社会教育における人権教育

家庭・地域社会においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

また、人権教育の効果を高めるために、家庭・学校・地域が共に子どもを育てていくという視点に立ち、人権教育を推進していく必要があります。

- ◆家庭教育の充実
- ◆生涯学習機会の提供
- ◆人権教育を推進する指導者の養成

人権啓発の推進

すべての市民一人ひとりが、人権が尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自らの課題として捉え、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発の推進に努めます。

○市民への人権啓発

市民一人ひとりが、自らの課題として人権尊重の理念についての理解を深めることができるよう、様々な学習機会の提供や効果的な手法による啓発活動を推進します。

また、普遍的な人権尊重の理念を訴えかけるほかに、具体的な人権課題に即し、地域の実情等を踏まえた研修を開催するなど、市民の意識・関心を喚起する啓発活動を推進します。

- ◆学習機会の提供
- ◆啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用
- ◆国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実

○企業等への人権啓発

企業も社会を構成する一員であるという考え方から、その活動には環境や人権の配慮など社会的責任を果たしていくことが重要視されています。企業等の活動が基本的人権に配慮したものとなるよう、啓発に努めます。

- ◆企業内人権研修への支援
- ◆就職の機会均等の確保

相談・支援体制の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受ける恐れのある人に対する相談・支援活動は人権教育・啓発と並んで重要な取組課題です。相談・支援体制については、様々な相談窓口を設置していますが、人権問題の複雑・多様性から、その相談内容も広範多岐に渡ります。そのため国・県や関係機関との連携を図りながら、相談・支援に関する取組の充実に努めます。

また、各相談機関に関する情報を市のホームページや各種広報媒体を活用して積極的に情報提供に努めます。



3

分野別施策 の推進



女性

現状と課題

●女性に対する差別的な取扱いや、女性の主体的な生き方を阻む固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、不利益な取扱い、不平等もぬぐえません。

●セクシュアル・ハラスメント、DV、性暴力といった女性の人権を侵害

施策の基本的方向

- ◆男女共同参画を推進するための意識づくり
- ◆女性に対する暴力の防止
- ◆地域活動における男女共同参画の促進
- ◆男女が働きやすい環境づくりの推進

子ども

現状と課題

●少子・核家族化が進行し、インターネット・携帯電話の普及など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、新たな人権問題が発生しています。

●いじめや体罰、不登校、児童虐待、家庭内暴力などの問題

施策の基本的方向

- ◆健やかな成長を支える教育環境の整備
- ◆子どもの権利が尊重される環境づくり
- ◆いじめや不登校等に関する取組
- ◆児童虐待に関する相談、指導の充実

高齢者

現状と課題

●高齢化が進行し、独居者及び日中独居高齢者、認知高齢者が増加しており、地域住民とのネットワークを持たない高齢者が要介護状態になった場合でも、地域で生活を続けることができるような高齢社会に向けて、長期的な視点による施策を検討する。

●高齢者への虐待数の増加

施策の基本的方向

- ◆高齢者への虐待防止に関する啓発及び虐待への対応、養護者への支援
- ◆高齢者の権利擁護事業の推進
- ◆地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の推進

障がい者

現状と課題

- 障がい者に対する理解や配慮は、いまだ十分でなく、障がい者の自立と社会参加が阻まれており、ノーマライゼーションの理念が完全に実現されていません。
- 市民へノーマライゼーションの理念を一層定着させ、障がい者の自立と社会参加を促進するための啓発

施策の基本的方向

- ◆障がいのある人への理解促進と社会参加への支援
- ◆障がいのある方の権利擁護と自己決定の尊重
- ◆特別支援教育の充実
- ◆障がいのある人に対する虐待の未然防止や虐待が発生した場合の適切な対応

同和問題

現状と課題

- 同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識のもと、行政の重要課題と位置づけ、人権が尊重された社会の実現を目指し、人権教育及び人権啓発をより一層推進する必要があります。

施策の基本的方向

- ◆差別意識の解消に向けた教育・啓発の取組
- ◆就労、産業を支援するための取組
- ◆地域交流を促進するための取組

外国人

現状と課題

- 言語、宗教、習慣等の違いから、円滑な意思疎通が図れず日常生活でトラブルが生じることもあります。
- 外国人への偏見や差別意識の解消

施策の基本的方向

- ◆お互いが異なる文化、習慣、価値観の違いを認め、共生するための意識向上、異文化理解の促進
- ◆外国人にも理解しやすい情報提供を促進し、暮らしやすい環境づくりを推進

感染症・難病患者等

現状と課題

- HIVやエイズ、ハンセン病に関する正しい知識と理解は十分普及しているとはいえません。
- 難病は、原因が不明で治療方法が確立されておらず、患者や家族は介護やメンタル面、就労などの悩みがあります。

施策の基本的方向

- ◆感染症や難病患者等に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及・啓発と理解の促進
- ◆保健所等関係機関との連携

刑を終えて 出所した人

現状と課題

- 真摯な更正の意欲がある場合でも、就職に際しての差別や、住居への入居拒否されたり、社会生活の様々な場面で困難に直面しています。

施策の基本的方向

- ◆ 社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、更生保護を支える関係機関と連携して、偏見や差別の意識を解消するための啓発

犯罪被害者 等

現状と課題

- 犯罪被害者とその家族がいわれのないうわさや心無い中傷により、プライバシーの侵害等、二次的な被害を受けることがあります。
- 「犯罪被害者等基本法」が施行され、制度面での整備だけでなく、犯罪被害者等の人権についての啓発や相談・支援体制が必要

施策の基本的方向

- ◆ 関係機関・団体等の連携を図り、様々な犯罪被害に対する啓発を推進
- ◆ 被害者の方の支援として、適切な機関への紹介

インターネット 等による人 権侵害

現状と課題

- 匿名による情報発信が可能であることを悪用した、個人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報の掲載
- 暴力や卑わい情報など有害情報の発信

施策の基本的方向

- ◆ 情報の収集・発信における責任やモラル、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解の啓発
- ◆ 学校における情報教育の推進

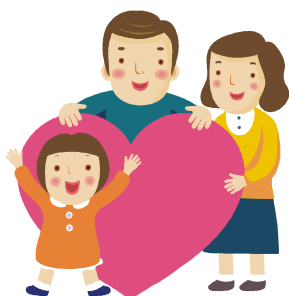
その他の人 権問題

現状と課題

- 「北朝鮮当局による人権侵害問題」や「性同一性障がいを理由とする人権問題」「ホームレスの人々の人権問題」等があり、また今日では、福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、新たな人権問題も発生しています。

施策の基本的方向

- ◆ 全ての人々の人権を尊重し保障する視点に立って、それぞれの問題の内容・実態に応じて取り組んでいきます。



4

計画の 推進体制



市の推進体制

人権が尊重されているまちづくりの実現のため、市政の各分野において人権尊重の視点から施策を展開することが重要です。このため、関係各課との連携を図り、本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

国及び県との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場や役割に応じた施策を推進していますが、より一層総合的・効果的に推進するためには、相互の緊密な連携と協力体制を強化することが必要です。

このため、法務局や人権擁護委員及び市町村等で構成される地域人権啓発活動ネットワーク協議会とともに、人権啓発活動に係わる機関と連携、協力を図りながら取り組んでいきます。

市民・団体等との連携

人権意識の高揚や人権擁護の推進については、行政だけでなく市民や企業、団体、NPO、ボランティアなどの自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動と連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、このような人権に関する主体的な啓発活動のネットワーク構築を支援し、人権尊重のまちづくりの実現に努めます。

進行管理と見直し

この基本計画は、国や県及び本市の実情や状況変化等に的確に対応し、必要に応じて見直していくこととします。また、本計画に基づく施策については、その内容や方法を検証し、施策の再構築を図っていきます。さらに施策の成果等については、定期的に点検・評価し、改善・充実を図るとともに、市民意識の変化や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直していくこととします。

守谷市人権施策推進基本計画（概要版）
発行 守谷市役所 市民協働推進課
〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
TEL (0297) 45-1111（代表）
FAX (0297) 45-6526
URL <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>